

資料 3.

島田市博物館における指定管理者制度導入の是非について

1 博物館の設置目的とあり方

日本の博物館は博物館法により規定され、島田市博物館本館は登録博物館として、分館は登録博物館に準じた法制上の扱いを受ける博物館相当施設に分類されている。

博物館本館は、人文科学系博物館として江戸時代における旅と旅人を主題とした展示により、東海道島田宿及び川越制度を紹介するとともに、特別展示室において郷土の歴史、文化、芸能をはじめとして、地域に根ざした固有の文化活動の資料の収集・整理や保管、調査研究から得られた文物資料の展示により、教育普及（情報提供）とともに広く郷土史の保存継承の一翼を担っている。

一方、博物館分館は国指定史跡島田宿大井川川越遺跡の一角を成し、明治時代中期に建築された日本家屋の特性を活かしつつ、中庭及び海野光弘版画館と一体となった展示と、明治・大正・昭和の時代にかけて生活用品として日々の暮らしの中で使われた民具や道具類を展示し、歴史の趣が感じられる空間を創出している。

また、博物館本館と分館とその2館を結ぶ国指定史跡島田宿大井川川越遺跡が残されている河原町の町並みと、朝顔の松公園、そして川越し場へと続くエリアは、歴史・文化の体験ゾーンとして郷土の歴史や文化とのふれあい、観光誘客の場としての活用とともに、未来につなぐ生涯学習、憩いの場として活用が図られている。

2 社会教育施設（博物館）と指定管理者制度

指定管理者制度の博物館への適用は、平成 15 年 6 月に地方自治法が一部改正され、「公の施設」の管理について、民間の能力を活用することにより住民のサービスの向上と経費の節減を目指すため、指定管理者制度が導入された。この指定管理者制度は従来の管理委託制度とは異なり、地方公共団体の出資法人や公共団体等に限らず、民間事業者も議会の議決を経て「公の施設」の管理を行う指定管理者となることができる制度である。これまで指定管理者制度による管理運営に移行した美術館や博物館の多くは、地方公共団体が出資する財団法人等に公共施設の管理運営を委託す

る「公設民営」の方式によるものがほとんどであり、指定管理者制度の導入により自動的にこうした財団法人等が指定管理者になっている。

他方、地方公共団体が設置する公立博物館においては指定管理者制度の導入に至るところは少なく、県内では藤枝市が今年度（平成 20 年度）から郷土博物館と文学館、志太郡衙資料館、田中城下屋敷の四施設を指定管理者制度による管理に移行した。

博物館における運営管理のあり方については、施設管理という観点と同時に資料を収集し保管し、展示して教育的配慮の下に市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、合わせて資料に関する調査研究をするという機能を不可分一体に有する施設であることとされている。また、展示をとおしてもたらされる楽しみや知的な好奇心を刺激し、結果として教育や学習を促進させ、博物館という場所に来館者を誘うことが基本的に求められている。

指定管理者の基準として①住民の平等利用の確保、②施設効用の最大化、③管理経費の縮減、④管理を安定的に行う物的、人的能力の保有が示されており、これらの基準をそれぞれの地方公共団体の実情に照らし、住民のニーズや満足度などを評価基準に加え、適切な運営管理のあり方を選択することが必要であると考える。

3 島田市博物館の運営管理の推移

博物館本館は開館 17 年目、分館は開館 9 年目となり、建物をはじめとして施設と施設内部の機器類や給排水設備等に経年劣化が進んでいる。健全な保守管理状態を維持するため、機器点検時に状況の確認と問題発生の未然防止に努めている。

博物館本館及び分館の施設管理運営事業については、館内清掃、電気機器類や給排水機器の維持管理は民間委託により実施しており、年度により多少の増減はあるが本館は年間 1,900 万円、分館は 900 万円程度となっている。また、受付案内業務については、博物館分館は平成 12 年度の開館に合わせて島田都市開発㈱に運営委託し、平成 15 年度からはまちづくり島田㈱に運営委託している。本館の受付案内業務については、平成 17 年度からまちづくり島田㈱に運営委託し、現在に至っている。

次に、職員の配置については、現在博物館本館は館長を除いて正職員が

3人と嘱託職員4人の計7人、分館は正職員1人と嘱託職員3人の計4人であり、これ以外に機織体験指導に嘱託員1人が従事している。これまでに職員配置が変化した時期は、平成12年度に博物館分館が開館した時に分館職員として現在と同じ職員配置（本館の職員配置は変わらない）と、平成17年度の本館受付案内業務委託により、それまでの本館正職員5人が4人に臨時嘱託職員5人が4人になり、職員数の抑制を図っている。

博物館本館及び分館の展示事業については、年間の観覧者数がここ数年間はほぼ横ばいで推移している状態であり、本館が約2万3千人、分館が約1万人となっている。本館は年間2～3回の企画展と4回の収蔵品展を開催し、分館は海野光弘版画作品展を年間4回と企画展を2回、収蔵品展として民具や道具類の展示を2回程度開催している。年間の開館日数は、休館日の月曜日と祝日の翌日、年末年始を除く約300日で、本館は展示会の切り替えの1週間で常設展示室のみの観覧となっており、展示作業は職員と美術展示専門業者が分担して行っている。分館については、収蔵品展の切り替えは職員だけで展示を行い、企画展についてのみ美術展示専門業者と職員が分担して行っている。

次に展示会の内容については、展示会をパッケージで販売する特別展示会の開催は近年行っていない。館収蔵品を分野ごとに分類し、埋蔵文化財や指定文化財などの歴史展示や陶磁器などの焼物の展示、美術作品などの展示の収蔵品展と、郷土の民俗や文化を紹介する企画展、絵画などの美術品を展示する企画展などを分野に偏らないよう年間スケジュールを組み開催している。

4 博物館への指定管理者制度導入の是非についての検討

島田市博物館協議会では、平成17年度以降指定管理者制度についての理解と制度内容について情報収集を行うとともに、社会教育施設としての博物館の基本的性格を踏まえつつ、指定管理者制度を導入した公立博物館の状況等の情報を得ながら、協議会の場で議論を重ねてきた。協議会で指摘された意見や問題点の主なものを整理してみる。

(1) 資料による反復活動（積み上げてきた歴史・文化・芸術・民俗等の

資料の継承)

博物館資料は、「資料調査→収集資料→調査研究・価値の見極め→記録作成・台帳作成→保管・管理（補修・修繕など）→公開（展示・図録刊行など）・活用（情報発信・貸し出しなど）」の一連の手続きを経て、ようやく正当な価値が見出され、次世代に継承する意義とそのための適切な方法が明らかになる。また、その成果を正確で詳しい説明や分かり易い展示で公開し、そこに寄せられた情報や意見をもとにさらに新しい資料や事実を発見するという、資料をとおした地域や利用者との反復活動が、とくに地方の公立博物館のサービスの基本的なことである。

また、すでに収集された資料の再評価、並びに評価の定まった資料を対象とするだけでなく、地域に埋もれている資料の掘り起こしや住民からの寄贈や寄託を受けることで、その地域の一般の人々の生活や生業の道具あるいは地域社会に関わる記録類を次世代に継承する活動が今後ますます必要不可欠になると考えられる。

(2) 指定管理者の指定期限と公立博物館の役割

地域と深いかかわりをもつ博物館が公共施設として責任ある活動を行うには一定の長い時間で測ることが必要であることから、指定管理者が運営管理を受けた場合、どうしても管理期間が限定されるため博物館で行う事業は短期間で結果が出るものが優先される。多くの数量の資料を相手とした整理や調査研究の実施は無理があり、結果的に利用者サービスの低下と公共施設としての立場を失うことになる。

(3) 人材の確保と育成

指定期間の問題は事業実施だけでなく専門職員（学芸員など）のあり方にも大きな影響を及ぼすと考える。指定管理者に新たに雇用される専門職員が指定期間に合わせて雇用期間が定められることから、将来的な不安が残ることは否めない。また、経費の縮減では、事務費確保のためには人件費の抑制を進めざるを得ず、運営管理に従事する職員の充足だけでなく経験や専門的知識の蓄積においても市民に提供するサービスの水準に満足出来るか疑問である。さらに、そうした待遇においては魅力に欠ける職場として、意欲と実力のある人材を確保するのは難しいといえる。こうなると、幅広いテーマや時代の資料を取

り扱い、多様な分野の専門職員が共同して事業を進める博物館活動の特徴が失われることは明白である。

(4) 博物館と地域の連携

島田市博物館は本館と分館の事業展開だけでなく、国指定史跡島田宿大井川川越遺跡のある河原町地区と密接な関係にある。近年、この地を訪れる観光客の多くは案内や説明を希望し、博物館では地区のボランティアガイドの協力を得て、満足度を高め誘客の増加に繋げている。

また、博物館ボランティアガイド制度により市民約 20 人が登録し、展示場の見回りや来館者への展示説明を行っている。いずれも無償協力の活動で観光客や旅行会社、来館者にも好評を得ている。市民に支えられての公立博物館であり、指定管理者に移行した場合、地域及び市民との連携をいかに保つかが課題である。

(5) 学校教育との連携

博物館は地域の歴史や文化、郷土資料等の蓄積により市民に対して専門的なサービスの提供を行っている。とくに、学校教育と連動して次世代を担う子どもたちへ、郷土の過去から現在に続く姿を実物で提供することができるため、さまざまな形で情報提供や資料の貸し出しを行い、理解の促進に結びついている。そうした臨機応変な対応はこれまで蓄積されてきた有形無形の財産であり、途切れさせてはならないと考える。

5 博物館への指定管理者制度導入の是非について

博物館協議会としてこれまで幾度となく制度導入の是非を議論してきた。島田市博物館のこれまでの活動と事業展開の実績において、郷土の歴史や文化、芸術、芸能など地域固有の文物を保存継承する活動は大いに評価したい。こうした中、2度の合併により市域が拡大し博物館の活動対象としての区域が広がるとともに、新たに調査研究を行いその記録保存という博物館が担うべき基本的役割がますます重要になっている。

しかし、現在行っている活動が真に市民の希求する活動であるかについ

ては議論の余地があると言える。指定管理者制度の導入の根拠のひとつに、民間の柔軟な力や考え方を活かすことで、博物館活動が活性化することができる、ということがある。行政のもつ堅実性や信用性は行政に付加された大きな価値であり、市民が信頼するもっとも大切な根拠である。反面、そのことが足かせとなって組織や活動を硬直化させることに繋がることは否定できない。

すでに博物館の運営経費においては現状の活動・事業を維持するに無駄はできない状態にある。しかし、今日の社会状況においては決して博物館が例外ではなく、地方自治体経営において、すべての分野において行政による市民サービスの質の維持と事業の継続に必死に取り組んでいる。ともすれば目先のことに奪われてしまうところを人間性のある魅力ある人財として育むための取り組みが必要であり、公立博物館が蓄積してきた市民の遺産を活用し市民に還元することこそ、こうした時代にもっとも求められていることではないかと考える。

現時点で、島田市博物館の指定管理者制度の導入の是非については否定の結論を言わざるを得ない。なお、今後社会情勢が動き、民間事業者において市民ニーズをはじめとして公立博物館としての役割を満足することができる博物館運営管理が可能と判断される状況が生まれた段階で改めて、この指定管理者制度の導入の是非を俎上にあげ議論することが必要である、と申し添えて結論とする。